

令7年第3回蟹江町議会定例会会議録

| | | | |
|---------|----------------------|-------|----------|
| 招集年月日 | 令和7年9月25日(木) | | |
| 招集の場所 | 蟹江町役場 議事堂 | | |
| 開会(開議) | 9月25日 午前9時00分宣告(最終日) | | |
| 応 招 議 員 | 1番 | 武藤くるみ | 2番 多田陽子 |
| | 3番 | 志治市義 | 4番 石原裕介 |
| | 5番 | 山岸美登利 | 6番 飯田雅広 |
| | 7番 | 板倉浩幸 | 8番 水野智見 |
| | 9番 | 三浦知将 | 10番 吉田正昭 |
| | 11番 | 富田さとみ | 12番 伊藤俊一 |
| | 13番 | 安藤洋一 | 14番 佐藤茂 |
| 不応招議員 | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | | | |
|--|-----------------------------------|-------------|--------------------------|----------------------|-------|
| 地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名 | 常 勤 職 | 町 長 | 横江 淳一 | 副 町 長 | 加藤 正人 |
| | 政推進策室 | 室 長 | 小島 昌己 | ふるさと 振興課長 | 浅井 修 |
| | | 政策推進 課長 | 丹羽 修治 | | |
| | 総務部 | 部 長 | 鈴木 孝治 | 総務課長 | 藤下 真人 |
| | | 部 長 | 不破 生美 | 介護福祉 課長 | 松井智恵子 |
| | 民生部 | こども 福祉課長 | 飯田 陽亮 | 保険医療 課長 | 山田 尚徳 |
| | | 部 長 | 肥尾 建一郎 | 次長兼ま ちづくり 推進課長 | 福谷 光芳 |
| | 産建設業部 | 土木農政 課長 | 東方 俊樹 | | |
| | | 会計管理室 | 会計管理 者兼 会計管理 室長 | 鈴木 敬 | |
| | 上下水道部 | 部 長 | 伊藤 和光 | 次長兼 水道課長 | 石原 己樹 |
| | | 下水道 課長 | 北條 寿文 | | |
| | 消防本部 | 消防長 | 竹内 豊 | | |
| | 教育委員 会事務局 | 教 育 長 | 服部 英生 | 教 育 部 次長 | 館林 久美 |
| | | 教育課長 | 兼岩 英樹 | | |
| 本会議に職務 のため出席し た者の職氏名 | 議事務会局 | 局 長 | 萩野 み代 | 書 記 | 荒木 慎介 |
| 議事日程 | 議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条) | | | | |

| | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第57号 | 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第2 | 議案第41号 | 表彰について |
| 日程第3 | 議案第42号 | 蟹江町水道事業水道料金等審議会条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第43号 | 蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第44号 | 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第45号 | 蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第46号 | 蟹江町証人等の実費弁償に関する条例等の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第47号 | 蟹江町下水道条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第48号 | 霞切橋修繕及び耐震補強工事請負契約の締結について |
| 日程第10 | 議案第49号 | 大辻跨線橋撤去工事の協定の締結について |
| 日程第11 | 議案第50号 | 大辻跨線橋撤去工事（階段部）請負契約の締結について |
| 日程第12 | 議案第51号 | 令和7年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第52号 | 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第14 | 議案第53号 | 令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第54号 | 令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第55号 | 令和7年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第56号 | 令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 認定第1号 | 令和6年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第2号 | 令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第20 | 認定第3号 | 令和6年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第21 | 認定第4号 | 令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第22 | 認定第5号 | 令和6年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第23 | 認定第6号 | 令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第24 | 認定第7号 | 令和6年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について |
| 日程第25 | 認定第8号 | 令和6年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について |
| 日程第26 | 発議第7号 | 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について |

日程第27 閉会中の所管事務調査及び審査について
追加日程第28 議案第57号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）

○議長 伊藤俊一君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和7年第3回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、議事日程、議案第57号の追加議案、発議第7号意見書提出議案並びに総務建設常任委員会審査報告書を配付いたしております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しております。利用される議員の皆さんには、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますよう、お願ひいたします。

また、傍聴される皆さんにもお願ひ申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにしていただきますようお願ひいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の議会を開きます。

○議長 伊藤俊一君

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 伊藤俊一君

日程第1 議案第57号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、おはようございます。

ご提案申し上げます。

議案第57号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」。

令和7年度蟹江町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億3,332万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正による。

令和7年9月25日提出、蟹江町長、横江淳一。

4ページのほうをお願いいたします。

今回の補正案につきましては、大辻跨線橋撤去事業等が国庫補助対象として採択されたことに伴い、財源更正と不足分の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、第2表、地方債補正でございます。

追加分といたしまして、大辻跨線橋撤去事業の限度額を3,820万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

8ページ、9ページのほうをお願いいたします。

歳入予算でございます。

まず、15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目商工費国庫補助金、補正額が75万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域の魅力あふれる生業づくり事業）でございます。これは、観光客向けレンタサイクルポート設置場所等検討事業に対する補助率2分の1の国庫補助金でございます。

それから、5目土木費国庫補助金、補正額が4,257万5,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金（JR蟹江駅自転車駐車場等整備事業）でございます。これは、大辻跨線橋撤去事業に対する補助率2分の1の国庫補助金でございます。

次に、19款繰入金、2項基金繰入金、3目公共施設整備基金繰入金、補正額が8,100万円の減額補正でございます。これは大辻跨線橋撤去事業へ充当予定の予算でございましたが、新たな財源を国庫補助金と町債とすることとしたため減額するものでございます。

次に、20款1項1目繰越金、補正額が112万5,000円の増額補正でございます。

22款1項町債、4目土木債、補正額が3,820万円の増額補正でございます。これは、大辻跨線橋撤去事業債となります。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出補正でございます。

まず、6款1項商工費、3目観光費は、165万円の増額補正でございます。補正額の財源内訳は、国庫補助金が75万円、一般財源が90万円でございます。内訳といたしましては、人を呼び込み、つながり、暮らす、地域の魅力あふれる生業づくり事業委託料でございます。この事業は観光客向けレンタサイクルポート設置場所等検討事業となります。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費、3目橋梁維持費はゼロ円で財源更正となります。これは、大辻跨線橋撤去事業が国庫補助金対象として採択されたことに伴い、繰入金から国庫補助金及び地方債へ予算の付け替えを行うものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩とし、直ちに全員協議会を開催いたします。全員協議会は協議会室にて行いますので、暫時休憩といたします。

(午前9時07分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時48分)

○議長 伊藤俊一君

議案第57号、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

ここで、ふるさと振興課長、政策推進課長の退席と、上下水道部次長兼水道課長、下水道課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。

(午前9時49分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時50分)

○議長 伊藤俊一君

日程第2 議案第41号「表彰について」

日程第3 議案第42号「蟹江町水道事業水道料金等審議会条例の制定について」

日程第4 議案第43号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」

日程第5 議案第44号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」

日程第6 議案第45号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

日程第7 議案第46号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例等の一部改正について」

日程第8 議案第47号「蟹江町下水道条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本7案は、総務建設常任委員会に付託されております。

委員長より、審査結果の報告を求めます。

総務建設常任委員長 三浦知将君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○総務建設常任委員長 三浦知将君

総務建設常任委員会に付託されました7案件につきまして、去る9月5日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、付託案件の審査順序について、最初に、総務部に関する5案件、議案第41号及び議案第43号から議案第46号の審査を行い、次に、上下水道部に関する2案件、議案第42号及び議案第47号の審査を行うこととしました。

最初に、議案第41号「表彰について」を議題としました。

審査に入ったところ、一般表彰（6）寄附について、企業版ふるさと納税として当町初の表彰であると思われるが、過去にふるさと納税での表彰はあったのか。また、今後、寄附があった場合、対象として表彰していくのかという内容の質疑がありました。これに対し、企業版ふるさと納税での表彰は、今回が初めてである。個人の方からふるさと納税で50万円以上の高額寄附をいただいた際は、その都度、表彰についての意思確認を行っているが全ての方が辞退しているという内容の答弁がありました。

次に、寄附されたスポットクーラー5台は小学校に配置されているものかという内容の質疑がありました。これに対し、各小学校に1台ずつ配置し、活用しているという内容の答弁がありました。

質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第41号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく議案第43号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、改正内容について詳しい説明を求めるという内容の質疑がありました。これに対し、この条例改正は、改正育児介護休業法の改正に伴うもので、令和7年3月議会で議決を得た令和7年4月1日施行の介護関係の改正に続き、令和7年10月1日施行で育児関係の規定に対してほぼ同様の改正を行うものである。対象職員に対し、育児休業制度を適切に活用してもらえるように個別周知を義務化するという内容の改正である。チラシ等を作成し、周知していくという内容の答弁がありました。

次に、勤務環境の整備に関する措置の条文中に、介護両立支援制度等とあるが、介護も含

むのかという内容の質疑がありました。これに対し、介護も含むに当たるため、介護も育児も同一の扱いとなるという内容の答弁がありました。

次に、育児休業制度はこれまでもあったが、今回の改正で何が変わるとかという内容の質疑がありました。これに対し、これまでも対象者には職員担当からその都度、制度の周知はしてきたが、条例化して義務化することで見落としがないようにしていくという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第44号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、改正内容について、詳しい説明を求めるという内容の質疑がありました。これに対し、部分休業について、既存の部分休業を第1号部分休業とし、新たに第2号部分休業を付け加え、いずれかを選択して取得できるようにする。第1号部分休業では、現状、始業時もしくは終業前の時間帯のみで合わせて1日2時間以内の部分休業を取ることができるが、今回の改正により1日最大2時間をどの時間帯でも取得可能となる。新たに追加となる第2号部分休業では、正職員で年間77時間30分を1時間もしくは1日の単位で取得できるようになる。また、それぞれの家庭の背景の変動にも対応できるように部分休業の取得方法を変更することができるという内容の答弁がありました。

次に、育児休業は子供が何歳になるまで取得できるのかという内容の質疑がありました。これに対し、育児休業の取得は3歳になるまでが対象であるという内容の答弁がありました。

次に、部分休業制度は、非常勤職員も対象になるのかという内容の質疑がありました。これに対し、非常勤職員（会計年度任用職員）も取得することができるが、それぞれの勤務時間に対して取れる時間数は決まっているため、注釈のような表記となっているという内容の答弁がありました。

次に、子の急病等の理由により当日急きょ部分休業を取得することはできるのかという内容の質疑がありました。これに対し、できない。部分休業は、部分休業に当たる時間分は給与が発生しない制度であり、事前の申請をして取得するものであるが、変更申請でも管理をしている。また、子供1人に対して5日間取得できる特別休暇という制度もあるため、議案第44号の条例改正でも説明したチラシ等の作成を行い、制度案内をしていきたいという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第45号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例等の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、当町職員には該当しないと思われる文言が見受けられるが、説明を求める、また、不要な部分をそぎ落とすことで、条例の読み込みが容易となると考えるが、どう考えるかという内容の質疑がありました。これに対し、今回の条例改正は、国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正に伴うものである。国家公務員と蟹江町職員では働き方や働き場所という想定が異なり、改正しても適用する可能性が低い部分はあるが、地方公務員も国家公務員に均衡した条件で改正をする必要がある。また、簡素化により曖昧な部分ができるで実際起きてしまったときの対応が困難となるため、可能性がゼロでない限りは条例に定めるべきだと考えるという内容の答弁がありました。

次に、43ページの改正の内容、第2条関係第1項に、旅費法の一部改正に伴う旅費の種目の新設、廃止及び名称の変更とあるが、何が新たに設けられたのかという内容の質疑がありました。これに対し、第1条関係、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正にある包括宿泊費が新設された。鉄道賃などの旅費と宿泊費は別物になっているのが一般的であるが、包括宿泊費の新設によりパック旅行に要する経費のように、移動にかかる経費と宿泊費を一体として支払い対象にできるように改正された。今まででは直接業者に支払うことができず、基本的に職員が立替払いをしていたが、改正により包括宿泊費として業者に支払うことができるという内容の答弁がありました。

次に、44ページの改正の内容、第3条関係第4項について説明を求めるという内容の質疑がありました。これに対し、今まで宿泊を伴う場合、雑費を1日200円支給していました。今回の改正で、宿泊手当として宿泊を伴う旅行の際に定額で支給する金額は2,400円とする。また、朝食や夕食があるかどうかなどで金額が変動するという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第46号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「蟹江町水道事業水道料金等審議会条例の制定について」を議題とした。

審査に入ったところ、審議会委員の人選は済んでいるのかという内容の質疑がありました。これに対し、素案の段階ではあるが考えている。（1）学識経験を有する者には、水道行政に詳しく国や各地方自治体の委員等を歴任されているような方、（2）町議会議員には、両常任委員会の委員長、（3）蟹江町水道事業の給水区域内の給水使用者には、大口の利用者を何名か、（4）その他管理者が必要と認めるものには、地域の代表である嘱託員の方や女性の団体の方を予定しているという内容の答弁がありました。

次に、審議会では水道料金の値上げについて審議していくと思うが、大体何年ぐらいを目安で考えているのかという内容の質疑がありました。これに対し、議決されれば速やかに人選をし、第1回審議会を開催したい考えである。今年度中に答申をし、翌年度の議会において条例案を提出できればと思う。また、平成30年の水道法の改正により、3年から5年ごと

に適切な料金の見直しをすることとされており、それに合わせて3年から5年の周期で水道料金の適正化について検討していきたいという内容の答弁がありました。

次に、布設から数十年経過し、布設替えしなければならない水道管があると考えられるが、どれほどあるのか。また、下水道管と同時に工事する場合の工事費用は双方の課で負担するのかという内容の質疑がありました。これに対し、基幹管路の耐震化率は39%ほどであり、隨時更新していく必要があると考えている。下水道と同時にする工事の工事費等については、下水道、上水道のそれぞれが負担するという内容の答弁がありました。

次に、前回の水道料金値上げ時には制定しなかった審議会条例を今回新たに制定する理由について説明を求めるという内容の質疑がありました。これに対し、前回値上げをした平成20年4月当時は、審議会ではなく議会に諮って決定している。今回、審議会条例を制定する理由は、町が一方的に料金を決めるのではなく、いろいろな方から意見を聞き、公平性、透明性を確保するためであるという内容の答弁がありました。

質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第42号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号「蟹江町下水道条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、排水設備等の工事は、民地でも蟹江町長の指定を受けた者しか行えないのかという内容の質疑がありました。これに対し、当町の下水道は分流式で、宅内の排水系統を雨水と汚水で分けて整備する必要がある。まれに工事業者が雨水を汚水の系統につないでしまうこともあり、的確に施工していただくために宅内の工事も排水設備指定工事店しか行えない。現在145の事業者が町の指定登録業者であり、住民説明会の中でも必ずこの業者の中から選んで発注をするようお願いしているという内容の答弁がありました。

次に、各市町村の指定工事業者であれば、災害時に全国のどこへ行っても工事が可能になるかということかという内容の質疑がありました。これに対し、各市町村で下水道条例に同様の規定を設けていれば可能である。また、今回の条例改正を行うことで、当町としては災害時において全国の市町村からの支援が可能となり、受援体制の強化につながるという内容の答弁がありました。

質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第47号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(9番議員降壇)

○議長 伊藤俊一君

以上で委員長報告を終わります。

○議長 伊藤俊一君

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

○議長 伊藤俊一君

日程第2 議案第41号「表彰について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第3 議案第42号「蟹江町水道事業水道料金等審議会条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第4 議案第43号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第5 議案第44号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第6 議案第45号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第7 議案第46号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第8 議案第47号「蟹江町下水道条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第9 議案第48号「霞切橋修繕及び耐震補強工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となつておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

霞切橋の耐震工事、資料請求して、結構写真つきで分かりやすく資料として提出してくれてありがとうございます。

どこの部分を工事するということで、架け替えではないので、位置がこのようにチェーン等で、あと結構、裏の腐敗が進んでいるのがよく分かるんですけれども、それで、今後の予定、スケジュールというのか、いつぐらいから工事が始まって、どのぐらいの期間で、また、通行止めにしてあるのかな、結構利用者は多いので、どのような予定でいるのかお願いします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、霞切橋の工事についてお答えをさせていただきます。

今後は、工期としては3月25日までございまして、その中でも通行止めの期間が数日、すみません、手元にございませんので、はっきりと言えないところはありますが、通行止めの期間も当然あります。その中で、実際はこの後すぐ佐屋川に関するところもありますので、相談をしながら着工をしていくことになりますが、10月に入ってすぐ、まずは占用だとか、そういういった通行止めの通知をしながら工事を進めていきたいというふうに考えていますので、すみません、手元に確実なものがございませんので、後ほどお答えできたらと思います。

すみません、失礼します。

○7番 板倉浩幸君

まだ議決されているわけではなくて、議決後、終わってから10月ぐらいに業者と相談しながら、まだそこまで具体的な日程、今資料がないのか、まだこれから煮詰めていくのかということ、どっち。

○土木農政課長 東方俊樹君

工期等もありますので、実際ある程度のところは決めているんですが、もちろん議決が終わらないとはっきりできないものですから、ある程度の予定ということでは立っておりまして、今、手元に資料がないのですが、ある程度のところは決まっているというところでございます。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

他にございませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第10 議案第49号「大辻跨線橋撤去工事の協定の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第11 議案第50号「大辻跨線橋撤去工事（階段部）請負契約の締結について」を議題
といたします。

本案は精読となつておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

ここで、上下水道部次長兼水道課長、下水道課長、土木農政課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、こども福祉課長、教育課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。

(午前10時19分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時29分)

○議長 伊藤俊一君

日程第12 議案第51号「令和7年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結について」を

議題といたします。

本案は精読となつておきましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第13 議案第52号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本案は精読となつておきましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、こども福祉課長、教育課長の退席と、会計管理者、上下水道部次長兼水道課長、下水道課長、介護福祉課長、保険医療課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。

(午前10時32分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時34分)

○議長 伊藤俊一君

日程第14 議案第53号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となつておりますので、直ちに質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

最終的にちょっと確認したいんですけど、初日に補正予算の中身については、特に子ども・子育て支援事業補助金ということで、最終的には来年度から始まる補助事業を国民健康保険税に賦課して徴収していくことの確認と、今回そうなつくると補正予算、今回システム改修なんですけれども、税条例等をなぶつて、また税条例等の改正なんかも行われて運営協議会も開かれていくのか、その確認をさせてください。

○保険医療課長 山田尚徳君

議員の質問あったことについてお答えさせていただきます。

子ども・子育て支援金制度ですけれども、令和8年度から賦課させていただきます。それに伴って、税条例の改正ですけれども、また国保の運営協議会を開催させていただいて、また議会のほう、3月議会になると思うんですけれども、上程させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

今回、先にシステム改修の補正予算を上げて、3月議会に条例改正ということなんだけれども、仮に条例が認められなかつたらどうなつていくの。何だか順番が逆かなと。改正があつてからシステム改修というのが妥当ではないのかなと思うんだけれども。

日程的な関係かもしれないけれども、その辺の考え方がありましたらお願いします。

○保険医療課長 山田尚徳君

議員のご質問ありました件なんですけれども、先に改正があつてというところなんですけれども、先に補助金の申請のほうが来ておりまして、そこでシステム改修の補助金がありますので、そこで計上させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

国の補助がもらえる、ここでもちようど補正予算に国庫補助金ということで1,587万4,000円があつて、この申請が来ていて、先にそれをやってから。普通だとどうなんですか。僕が言っているのがおかしいのか、通常だったら条例改正をして、それからかなと思うんですけども。

○民生部長 不破生美君

では、今ご質問いただきました件にお答えさせていただきたいと思います。

まず、こちらの子ども・子育て支援金制度、医療保険のほうと一体化して徴収するよということは国の方で決まってございます。ただし、詳細につきましては、開会日にもお話しさせていただきましたけれども、町のほうにはまだ詳細のほうは、それ以上のものは来ていないというのが現状で、税改正したくてもできないというところがございます。

そして、今度こちらのシステムとは別とちょっと考えていただきたいんですけれども、システムのほうは4月に間に合わせないといけないというところがございますので、3月議会でお認めいただいたとしても、それまでに数日しかないというところでシステム改修が間に合わないというところがございますので、まず国の方の制度が通っておる以上、それに間に合わせて4月から稼働ができるように準備を進めるというのは、町のほうとしては実際としてはやっていきたいと思っておりますので、税改正のほうは3月に条例を上程させていただきたいと思っております。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

国も実際にまだ賦課される金額もはっきり決まっていないんですよね。そんな状況で、国も、法律で法改正はされて来年4月からということで、3月議会では間に合わないよということで補助の関係もあって9月議会に提出して、実際には本算定が出てくるのは6月だよね、国保の。6月で仮算定のときには多分賦課されないとと思うし、その辺の状況を見て、国がまだまだ、法改正はされているんだけれども、どういう中身かということがまだ本格的に決まっていないような状況で、それで町は、先にシステム改修をしていくとなっているから、ちょっとその辺に疑問点がどうしても残ってしまうので、お願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長 伊藤俊一君

他にございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉です。

議案第53号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」に反対の立場から討論をいたします。

反対の理由としては、先ほど質問したように、子ども・子育て支援事業のシステム改修の委託料が計上されていることあります。この事業自体、先ほど部長からもあった医療保険

制度に上乗せして新たに国民から徴収する支援金でございます。支援金を拡充しようとすれば保険を上げざるを得ない、その範囲でしか拡充されかねません。今でも負担が重い国保は現在の保険料に対する負担増額の比率が高く、逆進性も強まりかねません。少子化で経済が大変だから、子供を増やせではなく、暮らしを支え、将来に希望が持てる生活を権利として補償する政治、経済、社会への転換が必要だと考え、よって補正予算（第2号）について反対といたします。

○議長 伊藤俊一君

次に、賛成討論者の発言を許します。

○11番 富田さとみ君

11番 新生クラブ 富田さとみでございます。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

今回、提案されている補正予算は令和6年度分の国民健康保険特別会計を精算し、余剰分を一般会計に変換することに伴うものです。

また、令和8年度から新たに創設される子ども・子育て支援金制度導入のために必要な国保システムを改修するための費用を予算措置するためのものでございます。適正な国民健康保険事業運営のために必要な事業でありますので、賛成いたします。

○議長 伊藤俊一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

議案第53号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第15 議案第54号「令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となつておりましたので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第16 議案第55号「令和7年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となつておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第17 議案第56号「令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となつておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉です。

議案第56号の「令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」に反対の立場から討論いたします。

反対の理由としては、先ほど国民健康保険でも述べたように後期高齢者医療保険でも、子ども・子育て支援事業のシステム改修費の委託料が計上されており、反対の理由としては国保でも述べた同じように後期高齢者、特に低所得者の方が多い中ですので、これらの理由により反対といたします。

○議長 伊藤俊一君

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

○11番 富田さとみ君

11番 新生クラブ 富田さとみでございます。

私は、賛成の立場から討論を申し上げます。

今回提案されている補正予算は、令和6年度分の後期高齢者医療保険特別会計の精算に必要な経費、令和8年度から新たに創設される子ども・子育て支援金制度の導入などに必要なシステム改修費用を予算措置するものでございます。適正な後期高齢者医療保険事業運営のために必要な提案でありますので、賛成いたします。

○議長 伊藤俊一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

議案第56号「令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第18 認定第1号「令和6年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉です。

令和6年度蟹江町一般会計決算に反対の立場で討論をいたします。

物価高騰が続いている中、働く人の多くが賃金が物価高に追いついていません。これらが暮らしの苦しさの最大要因です。物価高騰の対応対策での令和6年度の決算ですが、昨年に続き、国の地方創生臨時交付金及び重点支援地方交付金を活用した給付事業も行つてきましたが、さらなる物価高騰で国からの物価高騰によるさらなる配分の必要があると思います。

町民税の収税も伸びておらず、大企業と富裕層の優遇税制の拡大が歳入から見ても明らかであります。そして、社会保障制度の改悪、切捨てを推進し、一層格差社会が拡大している中に物価高であります。この格差と貧困の解消のためには税金の集め方、使い方を変えなければなりません。

中でも、社会保障や子育てによる住民の命と暮らしの支援が求められています。これら歳入の点だけでも国の施策だから仕方がないではなく、住民の暮らしや福祉をいかに応援するかであり、認めるということはできません。

歳出の点でも、低所得者世帯の給付金事業、定額減税の事業、学校給食全額補助事業など

交付金を活用した給付金や支援金に一部評価する施策もあります。中小零細企業、高齢者、子育ての施策ですが、特に高齢者の方から私たちの支援はないのかと生々しい声も伺っております。これら子育て支援重視の偏りがある程度あるのではないかと判断いたします。福祉医療子育ての分野のさらなる拡充が必要であり、総合的に見ても町民の暮らしの応援が足りないではないかと考え、住民の命、暮らしのさらなる支援を強く要望しまして、令和6年度一般会計歳入歳出決算に反対をいたします。

○議長 伊藤俊一君

次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一です。

私は、「令和6年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定」について賛成の立場から討論を申し上げます。

初めに、令和6年度の一般会計歳入については、町税等が減額となったものの地方交付税や国庫支出金等、歳入のほぼ全ての項目が増額となったことにより、前年度から9.9%増加し143億円余りを決算することとなりました。歳入の約4割を占め、町の自主財源の根幹をなしている町税につきましては、昨年度実施されました個人住民税の定額減税などの影響もあり、前年度と比べまして2.4%減少しております。ただ、徴収率に目を向けてみると前年度からさらに0.3%上昇し、98.9%と依然として高い水準を維持しております。これは、町民の納税意識の向上と、職員の継続した滞納対策の成果として評価できます。

次に、歳出については、前年度から11.7%増加し、138億8,300万円余りを決算することとなりました。令和6年度は急速に変化する社会情勢を的確に捉え、住民の生命と暮らしを守りながらもまちづくりを新たなステージへと進める各種施策をスピード感を持って展開されました。国の地方創生臨時交付金及び重点支援地方交付金を活用した低所得世帯支援給付金の支給や、定額減税補足給付金の支給、保育所や小中学校の給食費の負担軽減事業などを実施し、住民の経済的負担を軽減したことは適時、的確な事業展開であったと評価するものであります。

また、第5次蟹江町総合計画の後期基本計画の策定に向け、令和6年度には前期5年間の取組の進捗状況や達成度を評価分析し、蟹江町が直面している課題を抽出されました。今後のまちづくりの方向性を示す後期基本計画の策定に係る初めの一歩とも言える取組であり、今後の計画策定に期待するものがあります。

次に、いわゆるインフラ整備事業のほうに目を向けてみると、南駅前線の整備事業が着々と進んでおります。近鉄富吉駅の南地区では土地区画整理組合設立認可に向け、関係機関との協議がなされているというところであります。これら将来の蟹江町発展の新たな礎の完成に、大いに期待を寄せるものであります。

また、舟入斎苑の再整備につきましても、今まさに改修工事が施工されているところですが、町民の皆様が利用しやすい火葬場が完成することを期待するところであります。

最後に、令和5年度から繰り越された蟹江小学校と蟹江中学校におけるトイレ改修事業も完了しております。今後のさらなる学校教育環境の充実を期待いたします。

以上のように、令和6年度の決算は、物価高騰に対応するための事業をはじめ、町長を先頭に職員全員が一丸となって知恵を絞り、健全な行財政運営が行われた結果であり、所期の目的は達成されたと考えております。

令和6年度は、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発する原材料価格の高騰に加え、円安基調が続く中での物価の高騰や、全国的に人口減少が進む中で人手不足による人件費の高騰に著しいものがうかがえ、住民生活に大きな影響を及ぼした1年であったと感じております。町の行財政を取り巻く情勢は今後も厳しいものが続いていくと考えるところではありますが、町当局には今後も社会情勢の変化に対して的確に対応していくとともに、町政の持続可能な発展のためのまちづくりを推進していただくことを切に希望し、決算認定に賛同するものであります。

最後に、各議員のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、認定第1号「令和6年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」の賛成討論といたします。

以上であります。

○議長 伊藤俊一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

認定第1号「令和6年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第19 認定第2号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計決算に反対する立場で討論をいたします。

この国民健康保険会計は、平成30年度より愛知県が事業主体となり、一体的に運営されることになったことでの令和6年度の決算であります。

繰越金が6,500万円と令和5年度の決算よりも1,800万円増えています。基金の取崩しを1

億2,000万円しても8,200万円基金がございます。県一体化になり事業費納付金を払うことで、ここまで基金が必要あるかと思います。このような決算で今年度、大幅な保険料の引上げが本当に必要だったのか疑問点も残ります。今後、法定外繰入れの解消、また保険料、税の水準の統一化の見直しで保険税のさらなる増税は妥当ではなく、国民皆保険制度として年金生活者など所得の低い階層が多く加入する現状として国保制度に国、または県の支出を戻すように町からも要望し、子どもの均等割などの独自減免制度の拡充も行い、国保税の引下げを求めたいと考えます。

よって、令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計決算の反対討論とさせていただきます。

○議長 伊藤俊一君

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

○9番 三浦知将君

9番 新政会の三浦知将です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

保険給付、給付費総額は令和5年度比4,082万円減の20億7,640万円となりました。被保険者数は年々減少しているものの一人当たりの総医療費は増加傾向にあります。国民健康保険制度は、住民の健康保持、増進に貢献するものであります。今後とも給付と負担の公平を図るとともに収納率の向上に一層努力されるよう要望し、本案に賛成いたします。

○議長 伊藤俊一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

認定第2号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第20 認定第3号「令和6年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第21 認定第4号「令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」議題といたします。

本案は去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計決算に反対の立場で討論をいたします。

介護保険事業で第9期の最初の一年目の決算であります。第9期の保険料が基準額である第5段階で100円の引下げをし、5,600円であります。しかしながら、令和6年度決算では介護給付金準備基金では、取崩額を1億1,800万円引いても6,400万円新たに積み増しをし、令和6年度末で4億3,900万円あります。次年度の繰越金も5,400万円と決算となっております。そもそも準備基金は3年で使い切るのが本来の役割であります。このような決算の状況からみても取り過ぎている保険料ではないかと思います。また、第9期の保険料をまだ引き下げることができたのではないかと言えると思います。

また、高齢者の家庭を直撃し、生活を圧迫する介護保険料、いざサービスを受けようと思うと受けられない、高くて利用料を払えない、保険あって介護なしの状況が続いております。総合事業は、給付金抑制目的のサービス低下につながる危険性も考えられています。

よって、介護保険料のさらなる引下げや利用料の減免を充実させていくことが必要だと考えますので、令和6年度蟹江町介護保険特別会計決算に反対とさせていただきます。

○議長 伊藤俊一君

次に、原案に賛成の発言を許可します。

○14番 佐藤茂君

14番 新風 佐藤茂です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

歳入の介護保険料は前年度に比べ1,191万円、約1.85%増となり、ほぼ横ばいとなっております。一方で提供するサービス料や保険料給付費、また被保険者数は増加の一途であり、歳出の保険給付費は前年度に比べ約2億2,000万円、約9.5%増の約26億5,700万円でした。少子高齢化の進む中、今後も安定的で持続可能な制度運営を行っていただくことをお願いし、賛成とさせていただきます。

○議長 伊藤俊一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

認定第4号「令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第22 認定第5号「令和6年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第23 認定第6号「令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算に反対する立場で討論をいたします。

後期高齢者医療保険制度は制度発足以来75歳以上という年齢で医療給付や健康診断などを扱う年齢による医療差別制度だと強く批判をしてきました。基本的には、保険加入者が増えれば、ほぼ自動的に保険料が引き上がることにつながっています。また、軽減措置も廃止をされ、低所得者にとっては物価高騰でさらなる厳しい状況になっています。そもそも、この制度自体、反対であるため令和6年度の蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計決算に反対といたします。

○議長 伊藤俊一君

次に、原案に賛成者の発言を求めます。

○11番 富田さとみ君

11番 新生クラブ 富田さとみでございます。

私は賛成の立場から討論を申し上げます。

後期高齢者医療保険は、高齢者の方々が安心して医療を受けられるよう社会全体で支える制度です。高齢化が進み高齢者の医療費は増え続けており、後期高齢者医療保険制度の安定化が求められています。今後も高齢者の方々が安心して適切な医療を受けることができるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合と連携しながら健全な保険制度運営を行うよう一層努力されることを要望し、本案に賛成いたします。

○議長 伊藤俊一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

認定第6号「令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第24 認定第7号「令和6年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

「令和6年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」反対の立場で討論をさせていただきます。

水道事業は独立採算制の下、水道使用者負担の公平性を守り、水道事業者自らの経営努力をさらに推進していくべきでございます。厳しさを増す経営環境の中で費用に充てるべき経営に伴う収入、すなわち水道料金を適正に設定をし、独立採算制の下での事業運営をしていかなければなりません。水道使用者が納得できる料金負担とするために、水道財政における費用の負担区分も明確化を行い、接続可能な水道事業を構築していくためにも公費負担のあるべき姿を踏まえて、さらなる一般会計等の負担区分の基準の明確化、公費負担の適正な運用を図ることを要望いたしまして、水道事業会計の利益処分及び決算認定について反対いたします。

○議長 伊藤俊一君

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

○4番 石原裕介君

4番 新風の石原です。

賛成の立場から討論申し上げます。

令和6年度の水道事業におかれましては、建設改良事業では計画的に基幹管路の耐震化並

びに老朽管の布設替え工事が施工され、安心安全な水道水の安定供給が図られております。収益的収支では、経常収支として税込みで4,594万2,000円の純利益となり、資本的収支では9,647万2,000円の不足となっております。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金2,190万3,000円、当年度分損益勘定留保資金4,415万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,041万4,000円をもって補填されています。今後、水の需要の減少、施設の老朽化、水道事業経営に厳しいものがありますが、住民の生活を守るライフラインとして災害に強く、安心で安全な水道水の供給を推進されることを要望いたしまして、本案に賛成いたします。

○議長 伊藤俊一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

認定第7号「令和6年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第25 認定第8号「令和6年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤俊一君

ここで、会計管理者、上下水道部次長兼水道課長、下水道課長、介護福祉課長、保険医療課長の退席と、ふるさと振興課長、土木農政課長、政策推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。

(午前11時19分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

○議長 伊藤俊一君

日程第26 発議第7号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

飯田雅広君、ご登壇をください。

(6番議員登壇)

○6番 飯田雅広君

それでは、ご提案を申し上げます。

発議第7号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、飯田雅広。

賛成者、蟹江町議会議員、安藤洋一、同、板倉浩幸、同、水野智見、同、吉田正昭、同、富田さとみ、同、佐藤茂。

朗読をもって提案に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度は、政府予算において、小学校における教科担任制の拡充や中学校における生徒指導担当教師の配置拡充などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、中学校35人学級への定数改善に向けた具体的な方針が示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会議長 伊藤俊一。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(6番議員降壇)

○議長 伊藤俊一君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第27 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出がありました閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

お諮りいたします。

精読となっておりました議案第57号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」をこの際日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第28 議案第57号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

本案は精読となつておりましたので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第57号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で令和7年第3回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時28分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

伊 藤 俊 一

3番 議 員

志 治 市 義

4番 議 員

石 原 裕 介